

離職票の取り扱いについて

当健康保険組合では、被扶養者申請の審査において、扶養の実態を把握させていただきます。
勤務されていた方が離職された場合は、雇用保険受給の有無が生計費に大きく影響します。
つきましては、雇用保険を受給されていない場合は、受給していないことの証として、離職票等
を確認させていただきます。

1. 雇用保険の受給が満了の方

「支給終了」と明記された雇用保険受給資格通知または受給資格者証のコピーをご提出ください。

2. 雇用保険を受給されない方

離職票1・2（原本）に、下記「預入確認書」を添えてご提出ください。

受給権利のある間は、本来は離職票を毎月提出していただくのですが、毎月送る手間や費用を省く
ために、健康保険組合が離職票（原本）をお預かりさせていただきます。

3. 雇用保険受給延長制度をご利用の方

離職票1・2（原本）と受給延長通知書（原本）に、下記「預入確認書」を添えてご提出ください。

なお、受給のお申し出があれば、離職票・受給延長通知書は直ちに返却いたします。

離職票預入確認書

（切り取らずにご提出ください）

コムシスホールディングス健康保険組合 御中

このたび被扶養者認定申請を提出するにあたり、申請被扶養者が雇用保険を受給していない証とし
て、離職票をお預かりいただきたくお願い申し上げます。

記入日	令和	年	月	日
被保険者記号番号	記号	番号		
被保険者氏名				
申請被扶養者氏名				